

聖語藏五月一日経の筆者と書写年代その他 (三)

松 本 包 夫

今回は聖語藏五月一日経の第99号から最終分まで、前の二回と同様に筆者・書写年代などの検索を行ない、結語におよぶ。各説中の約束事はすべて前の二回と同じである。

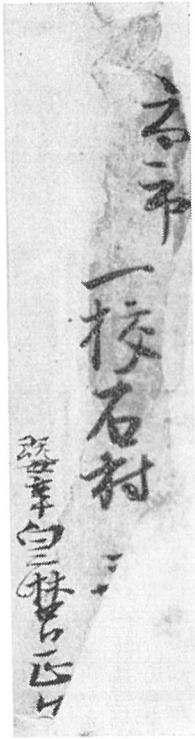
各 説

74・99・124 根本薩婆多部律撰 一五卷

すべて首尾整っている。各巻次と用紙数、および識語はつぎのとおりである。

巻次	1	2	3	4	6	7	8	9	10	12	14	15	16	17	19
用紙数	16	15	13	15	12	15	14	14	12	13	15	13	15	15	14

また識語は



(さし図1)

(巻六) 「高市」「一校石村」 「□」 「既母辛白麻呂正了」

(さし図1)

(巻七) 「三月二日一校檜前了」「二校□」

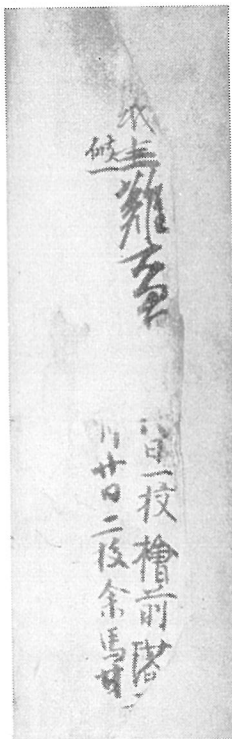
(巻八) 「用紙十五枚 漢浄万呂写」「二月廿五日」「廿五日一校余馬甘」

(さし図2)



(さし図2)

(巻一〇) 「用十二枚二月廿四日漢」「三月四日一校」「十日二校余馬
□」「二校正了」



(さし図3)

〔卷二二〕「用紙破」一難万君」「六日一枚檜前落」「□月廿日二枚余馬

甘」(さし図3)

〔卷一六〕「写阿刀酒主」

〔卷一七〕「用紙十八忍坂」「四月七日老校土嶋」「同日二枚海大成

未正」「文先」

〔卷一九〕「□文一写 酒主」「一枚□」

以上のとおりである。右に見える人名のうち、高市(高市老人)・漢淨万呂・難万君・阿刀酒主・忍坂(忍坂成麻呂)は、すべて識語の書き方から見て經の書写人と考えられる。

なお、現在本經一五卷は題名上の数字に示したとおり、聖語藏經卷目錄では五月一日經の部の第74号(卷一七)、第99号(卷一、三、七、八、九、一〇、一二、一五、一六、一九)、第124号(卷二、四、六、一四)に分収されているが、すべて僚卷であるから、本稿では最も収容卷数の多い99号を採って、前回の終り98号のつぎに紹介した。

さて本經群の最も注目すべき外見的特徴は、紙高が九寸一分前後、各行の字数が一八〜二〇字で、通常のこの一切經の紙高(八寸七分前後)および一行の字数(一七字)と違っていることである。従って一見したところ五月一日經でないかの感がある。しかし現存一五卷中、卷一、八、一〇、一五、一六、一九を除く各卷は末尾に例の願文があり、また以下の検索によっても明らかなくとく、あやまりもなく五月一日經なのである。

まず一切經論疏本充帳(大日本古文书第八冊の四二八〜四三三頁)をみる

(1)根本律撰第一帙

- 第一卷 充既母辛建万呂 用十六枚
- 第二卷 充知と許藏石 用十五枚
- 第三卷 充既母辛白万呂 用十三枚
- 第四卷 充古頼小僧 用十五枚
- 第五卷 難万君 用十三枚
- 第六卷 高市老人 用十二枚
- 第七卷 充建部広足 用十五枚
- 第八卷 充漢淨万呂 用十五枚
- 第九卷 九部石敷 用十四枚
- 第十卷 充漢淨万呂 用十二枚

合一帙用百卅九張「七月給」

(中略)

根本律撰第二帙

- 第一卷 充志紀久比万呂 用十六枚
- 第二卷 難万君 用十三枚
- 第三卷 充雀部嶋足 用十二枚
- 第四卷 充雀部嶋足 用十五枚
- 第五卷 写阿刀酒主 用十三枚
- 第六卷 写阿刀酒主 用十五枚
- 第七卷 写阿刀酒主 用十五枚
- 第八卷 写阿刀酒主 用十五枚
- 第九卷 写阿刀酒主 用十五枚
- 第十卷 写阿刀酒主 用十七枚

(この文書は二つの断簡から成っている。そして右の引用部は第一断簡中にある。また第二断簡中には天平十六年閏正月十四日の日付がある。ところで皆川完一氏の玉論「光明皇后願經五月一日經の書写について」に基づけば、八の四九五〜四九七の「写一切經論疏本充帳」のつぎにこの文書の第二断簡が来、つきに同第一断簡の日付「天平十六年閏正月十四日」を溯らないと考えられよう)と、本經二〇卷の底本充当のことがみえる。つづいて天平十六年七月の

写疏所解には

(2) 写疏所解 申奉写雜經論并疏才事

合奉写二百卷一

九十五卷宮一切經内者一卷經
九十四卷疏

(中略)

根本律撰一部廿卷用紙二百八十五枚

(中略)

右九十五卷料、用紙二千八百廿五枚、宮一切經内者

(中略)

以前從今年潤正月十四日迄七月廿三日、奉写經論疏并用紙、頭注如前、

謹解

天平十六年七月廿五日 人成 阿刀(二の三五五
三三七)

と報告がなされている。

さてそこで、現存經と、上述した(1)・(2)の二者とを比較すると

○現存經の經生識語は卷一七を除き、すべて(1)の担当者と合致する。また用紙数も卷一九が一枚相違するほかは全く現存經と(1)は等しい。

○つぎに(1)の用紙数は上帙一三九枚、下帙一四六枚―計二八五枚、すなわち(2)の「宮一切經(五月一日經のこと。本稿(一)のまえがき参考)根本律撰一部廿卷用紙二百八十五枚」と全く同じである。また(1)本經充當(2)書写の期間的にも矛盾がない。

右のように現存經と二者は合致し、現存本經群が五月一日經であること

が判明する。

なお、天平十六年の写疏充紙帳(八の四一九
四二七)によれば

既母辛建方呂 二月二三日充一六枚

己知蟻石 二月二三日充一五枚

既母辛白方呂 二月二三日充一三枚

古頼小僧 二月二三日充一五枚

難万君 二月二三日充二七枚破(これは前述(1)の第一帙卷五と第二帙卷二との合計枚数と考えられる)

高市老人 二月二一日充一三枚

建部広足 二月二三日充一五枚

漢淨方呂 二月二三日充二〇□□六枚(文書の一部破損し、明確でないが、(1)の第一帙卷八、九の合計枚数である)

丸部石敷

二月二三日充一四枚

志紀久比方呂 二月二三日充一六枚

雀部嶋足 二月二三日充二七枚(これは(1)の第二帙卷三、四の合計枚数であろう)

と、(1)でははっきりしない個人別充紙日が記されている。

さらに卷一五以下の各巻も、年代はわからないが

阿刀酒主私記

(中略)

根本律撰第二帙第五用十三 第六用十五 第七十五 第八十五 第九十

五 第十六七

合九十張

(正集三三卷所収
二四の二九〇)

右のように、(1)にいうごとく阿刀酒主が書写している。

さてここで識語の経生名(忍坂—忍坂成麻呂)と文書(1)および阿刀酒主私記)の経生名(阿刀酒主)が一致しない卷一七を採り上げよう。

まず本巻の筆風であるが、図版3に示すように堅長の硬い謹書で、酒主の識語をもつ他の卷(卷一六、一九。図版1、2)と共通性がある。これに対し忍坂成麻呂書写の瑜伽師地論卷三や阿毘達磨順正理論卷六五

(本稿(二)の図版7・8)は扁平な軽い筆運びで、問題の本巻一七とは明らかに別筆である。つぎに卷一七の識語には「用紙十七枚……四月七日

老校土嶋、同日二校海大成」とあるが、実際の用紙は一五枚であり、また天平十七年六月十七日の記録(八の五)「根本律撰第十七用十五^一校石

少」の校正者名とも合わない。さらに後述するごとく本経群の校生中に

土嶋(土師真木島)、海大成(淡海大成)の名がみえない——などの理由によって、卷一七の筆者は古文書にいう阿刀酒主が正しいと思われるのである。識語は別経の分の継ぎ誤りであろうか。

以上綜合して

筆者

卷一・既母辛建万呂(図版4) 卷二・許知蟻石(図版5—経の部分、

6—手実の筆蹟) 卷三・既母辛白万呂(図版7) 卷四・古頼小僧

(図版8) 卷五(今亡)および一二・難万君(図版9) 卷六・高

市老人(図版10) 卷七・建部広足 卷八および一〇・漢浄万呂 卷

九・丸部石敷 卷一一(今亡)・志紀久比万呂 卷一三(今亡)およ

び一四・雀部嶋足 卷二五—二〇(うち一八、二〇は今亡)・阿刀酒主(図版1—3)

書写

卷一—一四は天平十六年二月用紙充当、卷一五以下は同年正月十四日以降に用紙充当で、いずれも同年七月二十五日までに写了

以上である。

つぎに本経の校合以下の事跡に関する記録を掲げると、まず常疏校帳

根本律撰三卷^{第六九十}用紙卅八張 第六用十二 第九用十四 合廿六張校万呂

第六用十二 第十用十二 合廿四張校石寸 第九用十四張校五百国 第

十用十二張校余馬廿 (以上、天平十六年八月二十

律撰第十六卷用十五枚 校万呂並二枚 (七日の条。八の三八—

とあるをはじめ

撰律第十五用十三一枚小鯖万呂 石村

(以上、写疏論集校帳天平十七年五月の条。)

(皆川氏前掲玉論参照。八の五六—六)

(以上、同文書天平十七年六月の条。)

(皆川氏玉論参照。八の五六—五)

(以上、一切経間校帳天平十七年六月の条。)

(皆川氏玉論参照。八の二一〇—一〇)

また後出の常疏充装潢等帳によって天平十六年のものと考えられている(二四の二)記録に

根本律撰第一帙十卷^{且校七卷遺第}六、九、十 二校紙二百四張^{八十七万呂}五十八^{廿八馬廿}

卅一村主 第二帙十卷且校第一、三、四、 二校紙八十六枚卅三万呂 十
六村主廿四馬廿

(中略)

根本律撰第一帙(百三卷)

第三九 六十二 九十四 合卅(廿六)五張校檜前万呂

第三九 十二合(十一)廿一 校鷹万呂 (写疏論集常校帳、二四の二八七、二八八)

などとみえている。

ちなみに右諸件に名をつらねている校生の正名は八の五一五〜五二〇、同五七一〜五七三等によれば、それぞれ

馬甘(余馬甘)、万呂(檜前万呂、紀小鯖万呂)、小広(秦小広)、村主(村主五百国)、石寸、石村(石村熊鷹)、鷹万呂(石村鷹万呂)、国益(王国益)

等であらう。

また調卷の記事としては常疏充装潢等帳(八の三三八)によれば

天平十六年四月に、第一帙の卷一〜五、七、八、および第二帙の卷一、三、四を

同年八月に第一帙の卷六、九、一〇と第二帙の卷二、九を

同十七年五月に第二帙の卷五を

同年六月に第二帙の卷七、八、一〇を

それぞれ装潢に付し、さらに忍海広次の題疏勘定帳(八の五八五)をみる

と、天平十七年五月二十一日に上帙全部と下帙の卷一〜六、九が、また九月二十三日には巻次不明の一卷が題書されている。こうして本経群は天平十六年初頭に底本を充当し、同年七月までに書写を了し、これと併行して同年四月ころから翌十七年半ばまでに造卷、ついで題書にかかり、十七年後半にはほぼ完了した模様である。

以上のように本経は、記録が比較的整っていない後期の書写事情を具体的にほぼ跡付け得ること、および同一の一切経中に属しながら調卷形式の異なっている特殊な遺例として注目に値いする存在といえよう。

103 阿毘曇毗婆沙論 二卷 卷六三、六八

二巻とも首尾完存し、用紙はいずれも一三張である。識語はない。さて、まえがきの(シ)の天平十四年手実継文中に

櫛井馬養 受雜經論十九卷

本无経上卷十四 中卷十二 下卷(廿一)

(中略)

阿毘曇毗婆沙論(第七帙)第一卷(十九文) 第二卷(十三文) 第三卷(十三文) 第四卷(十二文) 第五卷(十五文) 第六卷(十五文) 第七卷(十三文) 第八卷(十三文) 第九卷(十八文) 第十卷(十八文)

(中略)

阿毘曇毗婆沙論五帙八卷(十二文)

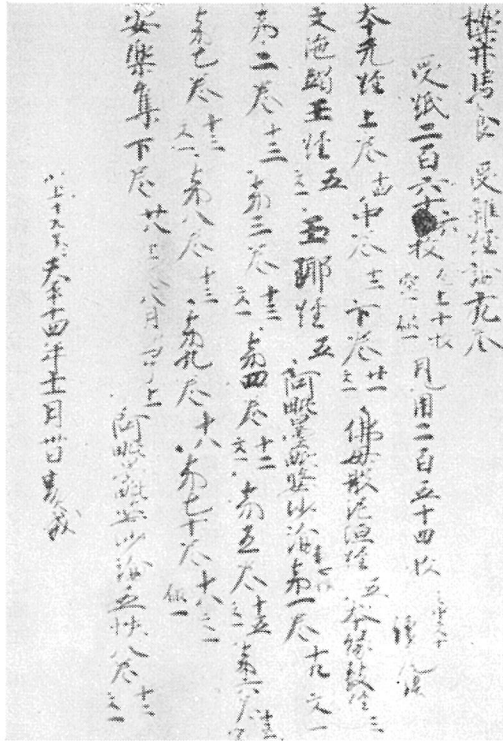
(中略)

天平十四年十一月卅日

(八の二〇〇)

右のような一手実がある。一帙を一〇巻とすれば現存の巻六三、六八は第七帙すなわち右の手中の「第三卷十三」と「第八卷十三」に当るわけだが、用紙数は現存経と一致している。

この手実はさきに61号諸法本無経の項にも引用したが、その際述べたとおり、現存する諸法本無経と阿毘曇比婆沙論が同一筆蹟であり（本稿（一）の図版33、34）、しかもこの両経を同時に書写したという櫛井馬養の手実が存する以上、これらをすべて同人の手に成ると考えて差支えなからう。ちなみにその手実をさし図4に示したが、このさし図と本稿（一）



（さし図）4

図版33・34は精粗の違いこそあれ、ともにやや右上りで彎曲した扁平で軽やかな共通の習癖をもっている。

すなわち本経は、二巻とも

筆者・櫛井馬養、書写・天平十四年十一月と判定した。

なお、まえがき(1)の継文中、天平十四年十一月の角惠万呂、建部広足、雀部嶋足らの手実に、本経第二帙書写のことがみえる（八の九五、九）。

106 尊婆須密菩薩所集 三卷 卷二、四、五

いづれも首欠。現存紙数は巻二が二八、巻四が二五、巻五が三一張である。巻四に「五月□□一校小野」と識語がある。

なお聖語藏経巻目録の題名は表記のごとくだが、現存三巻の尾題は、巻五のみ表記のとおりで、他の二巻は「尊婆須密経」とある。

さて塵芥文書中の経師手実につきの一片がある。

丸部石敷尊婆須密経一部十巻 五月写七巻 未写三巻

（中略）

第一冊一 第二冊文 第三冊 第四冊二破一 第五冊八破一 第六冊二
第七冊三文

「読小野」天平十三年五月廿九日「勘人成」

（七の五三八）
（まえがきの図）

現存経はすべて首を逸するから、この手実と紙数の比較はできないが、手実中の巻二、四、五はいずれも現存経より紙数が多いから、その点に矛盾はない。つぎに現存経巻四には「五月□□一校小野」と識語があるが、この手実でも、巻一―五は五月の書写でしかも「読小野」である（「読」は校合、「勘」は勘合すなわち検証・検認を意味する）。さらに既述30号過去現在因果経・83号大方等大集経（いずれも丸部石敷の書写）

の筆跡と本経（図版11—卷二）を比較すれば、三図ともに扁平右上りで硬く鋭い運筆を有し、いかにも同一筆らしい味わいをみせている。

以上の諸点より本経が右掲手実中のものであることは断定し得るであらう。

よって三巻とも

筆者・丸部石敷、書写・天平十三年五月である。

なお校生小野某は、まえがきの(㊦)中に「尊波密経一卷誤一字 已上一

校小野広万呂」（七の五二八、）とみえる小野広万呂のこと。また前掲手

実中の「未写三卷」のうち卷八、一〇は翌六月にやはり石敷が書写し

（七の五三一、）まえがきの(㊦)、同じころ田辺当成、戸令貴らが校合（二四の一四八、）し

たことを付記しておく。但し卷九のみは書写記録がない。

113 深密解脱経 四卷 卷二—五

全巻首尾完存。紙数は卷二と卷三がそれぞれ一九、卷四が一八、卷五が一七張で、すべて同一筆。識語はない。

本経と同名のものの書写手実は、まえがきの(㊦)中に

山部花万呂請経都合七写之中一写者深密解脱経 一写者太子須摩経 一写者報応経 未写一写此者深密経第四写

(中略)

深密経第一写文一 二十八 三十九 太子経十九文一 報応一

十一月廿九日「勘人成」読一 (七の五九二)

というものがある。この手実は年代がないが、この前後に継張されている飛鳥刀良と古来小僧の手実にいづれも天平十三年十一月の日付がある

から、これも天平十三年のものであろう。

また残る卷四は、まえがき(㊦)の天平十四年手実帳に

山部花万呂請写一切経六卷既写了

(中略)

深密解脱経「第五」十七

(中略)

天平十四年二月卅日「勘人成 読大伴」

とある。

右二件の手実と現存本経各巻との用紙数は卷二に一紙の差があるのみで殆ど一致する。

さらに現存経の筆蹟（図版12）を、すでに山部花万呂のものと考えられている78号十誦律卷六一や94号百一羯磨卷七の筆蹟（本稿(㊦)の図版19、20）など、および同人の別な手実（図版13—とくに冒頭の署名）と対比すれば、いづれも豎長で左右がせまい非常によく似た特徴をあらわしており、各同筆と思われる。

よって本経は

筆者・山部花万呂、書写・卷二—四は天平十三年十一月、卷五は天平

十四年二月

すなわち二箇年に跨がって書写されたもようである。

なお十四年の手実にみえる「読大伴」は、同じ継文中に名をとどめる校生大伴吉人であらう。

(五の四、)

114 大集経月藏分 九卷 卷一〜九

全巻首尾完存。同一筆。巻三に「二校令貴三字誤」、「二校」、巻五に「一校令貴所々誤」、「二校大伴正」とそれぞれ校正識語がある。

さて塵芥文書中に

調哀蘇解

受書廿卷大集月藏分十卷六卷四内写料結了 四卷五月写未結 毗沙論十卷一卷始九卷未結「誦

具」

第七用廿九文一 第八卷用卅二 九卷用卅文一 十卷用卅一文一破一 始毗沙論一卷

用十三

(中略)

五月廿九日少尿「勸人成」

(七の五二四、まえがきの(1))

という手実がある。この手実は年代が判らないが、これのはじめに「六卷四内写……、四卷五月写……」とあるうちの四内写六卷に該当するものが、やはり同人の天平十三年四月の手実として存在し、従って年代不明の本手実も同じく天平十三年と推定される。月次は逆になるが次の一文がその四月の手実である。

調雄調 請経論合十九卷順正論八袂 大集経月藏分 十卷 般若一卷

(中略)

大集経月藏分一卷廿 二卷廿七 三卷廿五 四卷十九破一 五卷廿四 六卷

廿三

(中略)

天平十三年四月廿八日

(二の二八六、二八七)
まえがきの(1)

この二件の手実に載っている大集経月藏分と現存同名諸巻を比べれば、用紙数は

巻次	一	二	三	四	五	六	七	八	九
手実	20	27	25	19	24	23	29	32	30
現存経	20	27	25	20	24	23	29	33	30

と殆ど合うし、また筆蹟は本稿(一)の46号で述べたとおり、手実の上でやはり調男尿(哀蘇・少尿・雄蘇、みな同じ)書写とされている統高僧伝とこの大集経月藏分が同じ筆致であること(本稿(一)の24、25図)を見れば、本経が右掲手実のものであることが容認されよう。

なお識語にみえる「令貴」とは、校生戸令貴(呉令貴と署す場合もある)のことであろうが、これも前掲五月の手実中の「誦具」と相い通じるものがある。

ちなみに令貴は校合のほか写経も行なっており(本稿(一)の2、12号)、当時校生と写経生が純然と区別されていなかったことが知られる。

筆者・調男尿、書写・巻一〜六は天平十三年四月、巻七〜一〇は同年

五月(巻一〇は今逸す)

115 持心経 一卷 巻三

首尾完存。用紙二五張。

まえがき(夕)の手実継文(天平十四年の端裏書あり)に

阿刀息人請経合拾陸卷 持心梵天経四卷写す

(中略)

持心経一卷 卅二
文 二卷 卅一 三卷 卅四 四卷 卅三
文 空一 卷破一

(中略)

(天平十四年)
三月廿九日「勘人成 読川原」

(八の七、)

とあるうちの卷三^{卅四}空一は、現存経の用紙数と合致する。また現存経の筆蹟(図版14)は本稿(一)の図版35、36に示した阿刀息人の書体と非常に似ているから(特に本図の「復」と(一)の35図の「腹」のつくり、本図と同36図の「无」字のごとき)、右手実を現存経のものに充てて過りないであらう。

筆者・阿刀息人、書写・天平十四年三月

119 広博敵浄不退転輪経 五卷 卷二、六

全卷首尾完存。同一筆。用紙は卷二が一七、卷三が一八、卷四が一四、卷五が一五、卷六が一七張。卷二に「□日置千長正了」と校合識語を有す。

本経関係の手実はこの一点である。

角惠麻呂四月内請写経合九卷 別訳雑阿含経合八卷 七卷三月受写す 一卷
四月写 広博敵浄経六卷 漸備経二卷

(中略)

別訳雑阿含経七卷 十三
空一 漸備一切智徳経四卷十四 一卷 廿四
文一 広博敵浄経一卷 十五 二卷 十六 四卷 十四 三卷 十八 六卷 十七
文一 文一 文一 五卷
十五

天平十四年四月廿九日

(八の一四、
まえがきの例)

この手実は既に本稿(一)の56号の項に掲げたが、その際にも述べたとおり、この手実中の別訳雑阿含経(56号)と漸備一切智徳経(既述本稿(一)の84号)と同名の経が聖語蔵に現存しており、しかもそれらの筆蹟(本稿(一)の31、32図)と本経卷二(図版15)を比べてみれば、三者とも殆ど左傾というに近い右上りの硬い筆風である。そのうえ用紙数も

卷次 二 三 四 五 六
手実 文16 文18 文14 文15 文17
文1 文1 文1
現存経 17 18 14 15 17

とほぼ一致することであるから、すなわち現存経は右手実のものと考えられよう。

筆者・角惠麻呂、書写・天平十四年四月

結 び

以上各説で三回に亘って検討した結果、

筆蹟の明らかとなった経生は四三人

筆者の明らかとなった経卷は四七項二七六卷

また書写年代が上記と併せて明らかになったものは

天平九年代あるいはそれ以前 三卷

天平十一年代 八三卷

天平十二年代 四三卷

図 版 目 次

で、このほかに天平十一、十二年に跨がるもの若干があった。すなわちまえがきに述べたとおり、古文書中に組織的報告・手実が整然と残っている中間期のものが殆どを占めている。しかしその中に混って、現存古文書に殆ど具体的な記録を欠いている天平九年代あるいはそれ以前と思われる初期のもの（八四項）が見出され、また同一の一切経でありながら後期に至って造巻形式の違ったものが現れる（七四、九九、一二四項）という珍らしい事例も明らかになった。

さて、以上調査した各経生の筆蹟を基本にして、さらにくわしい検討を進めれば——経文は個性を抑えた正楷の書が多いけれど——なお多くの経巻の筆者説明がなされるであろう。また古文書と現存経の対比研究を一層掘り下げるならば、天平期の大部写経に関する新しい発見もあることであろう。事実、既述の各説中においてさえ、すでに多くの問題が含まれている。

わたし自身も、本書陵部紀要に三回に亘って掲載した各説を骨子とし、さらに事情の許す限り、広く本一切経に関する考究を進めたいと考えている。本稿は、はじめにも断ったように、ただ今後の五月一日経研究の何らかの資助ともなればと思つて、今日までわたしが行なつてきた基礎的な調査結果を羅列紹介したにすぎないのである。（完）

- 1 根本薩婆多部律撰卷一六（阿刀酒主筆蹟）
- 2 根本薩婆多部律撰卷一九（同 右）
- 3 根本薩婆多部律撰卷一七（同 右）
- 4 根本薩婆多部律撰卷一（既母辛建万呂筆蹟）
- 5 根本薩婆多部律撰卷二（許知蟻石筆蹟）
- 6 已知安利芳（許知蟻石）手実
- 7 根本薩婆多部律撰卷三（既母辛白万呂筆蹟）
- 8 根本薩婆多部律撰卷四（古頼小僧筆蹟）
- 9 根本薩婆多部律撰卷一二（難万君筆蹟）
- 10 根本薩婆多部律撰卷六（高市老人筆蹟）
- 11 尊婆須密菩薩所集卷二（丸部石敷筆蹟）
- 12 深密解脱経卷二（山部花万呂筆蹟）
- 13 山部花万呂手実
- 14 持心経卷三（阿刀息人筆蹟）
- 15 広博厳浄不退転輪経卷二（角恵麻呂筆蹟）

乃至飲一掬便得墮罪有隨水之時
若用盡者方得墮罪若起心不得盡惡住已
起方便得對說惡住諸隨罪惡類此應知始終
觀亦得惡住境想六句四犯二非犯有說於無區
水住有妄想亦得墮罪有五種眼不應觀水一患

(1)

或餘者宿住非法言欲令心息者無已有餘說
不教之事謂法事佛事若尊人若弟若人主若
流俗於此等不生恭敬若語若有如法言不
相順後若身語心隨其所應不教之時各依輕重而
得其罪言法事者先觀自身戒清淨不若讀誦
教授施他法義如理任意靜慮相應如是等事隨

(2)

伏藏光色見暉世尊告曰阿難施汝應觀此是大
皆毒阿難施答言大德世尊實是可畏毒去斯不
速有一探根果人聞之生念我於先來但見薑薑
至於皆毒實未曾見勿令於夜探窞於我試往觀
之識其形狀既其至已見是伏藏光彩外發竊生

(3)

蓋聞蒼蒼者天列星辰而着象茫茫者地黃川壘以
成形仰觀天文既如彼也俯備地理又若斯焉
夫以妙旨幽微名言之路攸絕真如湛寂性相
之義都捐咄則發啓心靜資法雷之激觸將

(4)

大德僧伽聽令僧伽黑月十四日住齋灑施若
僧伽時至聽者僧伽應許僧伽今住齋灑施說
波羅底木又戒經白如是言大德僧伽聽等者
欲令勿生異想專心聽故於所聽事正憶持故言

(5)

已知安利芳
奉寫大威德陀羅尼上快
區用紙百五十八張
先給母三張
今因紙百六十五張
雜五五快
大威德陀羅尼
卷六

(6)

形半擇迦等并傍生類事
若彼女根兩邊全
在名為不壞若內若外或時
被或被蟲傷名之為
損口及下門四邊爛壞名之為
此相違名非損壞
若若蓋或若若尼等睡眠之時或復被他勸其飲
酒令使懽醉被他逼時於初中後頌受樂者皆犯

(7)

余時薄伽梵在佛眾氏國時諸苾芻聞律說不淨觀
既修習已於膿血身深生厭離便求處杖外道沙
門令其斷命并自相殺兄為一者並由不忍事及
系繫斷他命根制斷學

(8)

佛在王舍城竹林園中時具壽羅怛羅諸人來問
世尊所在妄說方處以惱於他又目室羅伐城法
于苾芻共南方善論義師冠曰論義遂便說詐而
不往赴欺誑於彼由違心事覆藏煩惱制斷學

(9)

若復苾芻與方便欲破和合僧於破僧事堅執不捨
諸苾芻應語彼苾芻言具壽莫欲破和合僧堅執
而住具壽應與眾僧和合住歡喜無許一心一說如
水乳合大師教法令得光顯安樂久住具壽汝可捨破
僧事諸苾芻如是諫時捨者善若不捨者應可再三

(10)

每抄生八上或住是說數演四
比丘使所使是謂死為現習
不為現苦諦於是比丘不使所使則
不為現道諦是有數為現盡諦尊住是說

(11)

法故應知觀世自在菩薩白佛言世尊世
此諸波羅蜜各有幾種勝妙之力佛言復世
自在此諸波羅蜜各有四種妙力應知
為四所謂善菩薩循行諸波羅蜜遠離性

(12)

山部花鳥精寫雜經合十卷
受戒二百張中 又上十六張 見用戒二百張 文法
入一切仙境界上馬 十九 破二張
下馬 廿二 策智印經 廿三 三法度經論上馬
下馬 廿一 婆蘇法師傳 廿二 廿三 十備律七條第馬 廿二
五章毗婆沙論第馬 廿一 第馬 廿四
上十卷 天年四馬九馬

(13)

諸法无有差別又此所行而无有相梵天當
知如來不履諸法為若干也於是持心梵天
問普首曰所謂行者所行為何答曰行四梵
行乃名為行又復梵天其四梵行而為行者

(14)

佛說廣博嚴淨不退轉輪經卷第二
今時阿難白佛言文殊師利法王子問佛世尊
博嚴淨不退轉輪法耶佛言阿難如是如
是文殊師利法王子問我廣博嚴淨不退
轉輪法所以者何諸佛世尊皆轉廣博嚴淨

(15)